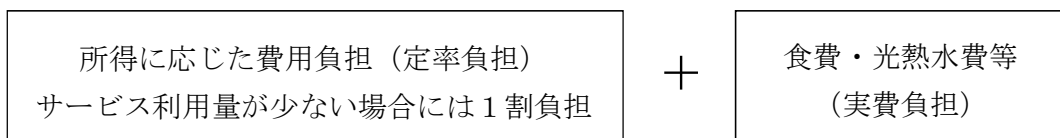


## 利用者負担のしくみ

障害福祉サービスでは、それぞれのサービスを利用する際の利用者負担として、所得に応じて費用を負担する「定率負担」と、食費・光熱水費等を負担する「実費負担」があります。



### 負担上限月額

定率負担については、所得に応じてひと月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

### 訪問系サービス・日中活動系サービスを利用される方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、 所得割が16万円（児童は28万円）未満	4,600円	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円

### 居住系サービス・療養介護を利用される方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
		施設入所支援・療養介護		グループホーム・ 宿泊型自立訓練
		20歳未満	20歳以上	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、 所得割28万円未満	9,300円	—	—
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円	37,200円

※収入状況を判断する世帯の範囲は次のとおりです。

18歳未満の方・施設入所支援、 療養介護を利用する20歳未満の方	18歳以上の方 （左記に該当する方を除く）
保護者の属する住民票世帯	本人及び配偶者